

## 第3章

### 外国にルーツを持つ人たちと

### ともに生きる社会に

1. 増加する外国人
  - 1) 在留外国人の量的増加と多様化
  - 2) 訪日外国人旅行者
  - 3) 永住化傾向と国籍による違い
  
2. 外国にルーツを持つ子どもの学校における状況
  - 1) 外国籍児童生徒数の推移
  - 2) 日本語指導が必要な外国籍児童生徒数の推移

# 1. 増加する外国人

## 1) 在留外国人の量的増加と多様化

日本は「ものづくりの国」というイメージが流布されて久しい。しかし実際に身の回りの工業製品を見ると「日本製」と表示されているものは意外と少ないと感じるのではないだろうか。もちろん「日本製」が全くないことはない。例えば、自動車である。例外は多くあるにせよ、「国産車」と呼ばれる車のほとんどは日本の工場で組み立てられている。あるいはコンビニエンスストアで販売されているお弁当なども、やはり国内の工場で加工・生産されていることがほとんどである。八百屋で売られている野菜も然りである。輸入品もあるが、その多くは国産とされ、国内のどこかの畑で栽培・収穫されたものであろう。水産物についても同様である。

しかし「日本製」、「日本産」とされるその製品や食料品は、果たして「日本人」によって生産・加工されたものだろうか。実は、今日の日本の製造業の現場では、多くの外国人が雇用されている。日本国内の工場であっても、そこで働いている人たちのすべてが「日本人」というわけではない場合が少なくない。製造業だけではない。野菜や水産加工物といった一次産品の多くが「技能実習生」として来日した低廉な労働力を雇用することでようやく成り立っている。すなわち「日本製」、「日本産」は「日本人製」とは限らないのである。日本人の知らないところで、実は既にこの社会は多くの国々から来た人々が流す汗によって支えられている。かれらがいなければこの国の産業経済は立ち行かないのである。

2018年1月の厚生労働省の発表によれば、2017年10月末現在の日本における外国人労働者の数は約128万人にのぼり、2007年の届け出義務化以来最多の人数を記録したという。かれらが働くのは建設業(4.3%)、製造業(30.2%)、情報通信業(4.1%)、卸売業・小売業(13.0%)、宿泊業・飲食サービス業(12.3%)、教育・学習支援業(5.1%)、サービス業(14.8%)、その他(16.1%)と多岐にわたる。今日既に外国人労働者はその絶対数こそ少ないものの、日本の産業経済を様々な部分で支えていると考えることができるのである。

不足している労働力を移動する人々によって賄うことは珍しいことではない。日本においても明治の近代化以降、不足する都市部の労働を地方から移動した人々が補っている。例えば、明治・大正時代の紡績工場における女性労働者の現実を描き出した『女工哀史』や『ああ野麦峠』に見られるように、かつての日本における工場労働力

は貧しい農村から移動した（あるいは移動させられた）「出稼ぎ労働者」によって支えられていた。それは戦後の日本の復興から高度経済成長においても同様である。「集団就職」という形で東北等の農村から上京した大量の若者たちを工場労働者として大都市圏が吸収したことで、経済の急成長が実現できたのである。そして、バブル期以降の日本の経済の動向と外国人労働力の流入はこれと同じ構図で捉えることができる。すなわち、不足した労働力を外部から補うということである。

さらに2018年12月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立した背景も、国内での特定の労働市場における労働力不足があり、今後30万人以上の外国人を受け入れることが表明されている。

したがって、1980年代後半以降今日に至るまで、多少の変動は見られたとしても、海外から多くの外国人労働力が継続的に日本に流入し続けており、さらに今後もかなりの数の流入が見込まれていることは、決して偶然ではない。むしろ構造的な必然である。日本社会は構造として（あるいはシステムとして）かなり以前より外国からの労働力を必要不可欠なものとして取り込んでいたと見るべきである。そのように至った経緯をごく簡単に概観すると以下のようにまとめることができるだろう。

戦後日本における産業経済の発展は日本国内の労働移動によって賄うことによって支えられた。それは地方から都市部への人口移動を促し、また都市部に集住した給与所得者とその家族（特に専業主婦とその子どもによる核家族）の激増は、耐久消費財をはじめとする様々な商品が消費される市場として拡大し、日本社会の経済成長を一層促した。

そうした経済成長の帰結として登場した脱工業化社会においては、後期中等教育の実質的な準義務教育化が進展するとともに、大学をはじめとする高等教育の大衆化が推し進められ、人々の高学歴化が進むのと同時に、人件費が高騰し、いわゆる3K（きつい・汚い・危険）労働が敬遠された。一方で企業経営の合理化が図られるようになり、より安い賃金あるいは危険を伴う労働であっても、それを引き受ける労働力が希求された。さらには変動の多い経済状況に合わせて容易に雇用調整が可能である労働力が求められた。そして、こうした労働力として適合したのが外国人ということになる。かれらは日本の産業経済の構造的な変動のもとで必要とされた人材であった。国内的には安価な賃金であっても、多くの外国から見れば内外価格差の影響によって日本における賃金は極めて魅力的なものであった。日本における在留資格を取得できる見込みのある者にとっては、日本で働くということは極めて魅力的な選択肢であったと思われる。

こうした事情を背景として、戦後日本における在留外国人の数はほぼ一貫して増加傾向を示している。とりわけ1990年前後を境として、旧来からの在日韓国・朝鮮人に加え東南アジア系や日系南米人を中心に外国人数が急激に増加した。

表3-1には最近10年間の外国人数の推移を示した。2006年から2016年までの10年間で外国人の総数は約210万人から約240万人へと増加している。この間、2009年以降若干の減少傾向が見られたが、2015年には再び回復している。これらの増減はエスニシティ別に見ると様ではない。例えば韓国・朝鮮は一貫して減少傾向を見せている一方で、フィリピンは一貫して増加基調にある。ブラジル・ペルーといった南米系は2008年9月に生じたいわゆる「リーマン・ショック」と言われた経済恐慌を境として一旦急激にその数を減少させるが、2015年以降僅かではあるが再び増加に転じている。一方で2015年以降急速に数を増しているのはベトナム人である。これはベトナムの好調な経済状況を背景とするものと考えられる。このように、外国人の増加傾向はエスニシティごとにその傾向に違いが見られ、それぞれに異なる背景を持つ。私たちが「外国人」を考える時、かれらを「外国人」として一括りにしてしまわず、エスニシティごとにその背景を捉える必要がある。

ところで、ここで注意しなければならないのは、250万人に迫る外国人が滞在する中であっても、日本政府は表面向きには「移民」を認めておらず、第7章において後述する在留資格制度に基づいて、「身分に基づく在留資格」以外のすべての外国人に対して自由な就業を認めていないということである。これは今般の「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の成立（いわゆる入管法改正）においても踏襲され、新たな在留資格として創設された「特定技能1号」及び「特定技能2号」についても基本的には同様である。すなわち、あらかじめ定められた仕事以外の仕事に就労することは認められていない。「興行」ビザでの在留の場合はエンターテイメント以外の仕事に就労することは禁じられているのである。

しかし「資格外活動」として、「留学生」のアルバイトについては時間制限（1週間28時間以内）を伴うものの就労が認められている。

例えば日系人の場合、「身分に基づく在留資格」であるため日本での滞在が認められるのは第一義的には血統的に日本人の「血」をひく、もしくは日本人の配偶者など家族として認められた者に限定される。その一方でかれらの日本での就業には制限がない。日系人以外に関しては特定の職業にのみ就業することが認められる。1970年代以降の外国人の増加に関しては、数の増大だけではなく、出身国の多様化も見られるが、

年	2006	2007	2008	2009	2010	2011
<b>総数</b>	<b>2084919</b>	<b>2152973</b>	<b>2217426</b>	<b>2186121</b>	<b>2134151</b>	<b>2078508</b>
中国	560741	606889	655377	680518	687156	674879
韓国・朝鮮	598219	593489	589239	578495	565989	545401
フィリピン	193488	202592	210617	211716	210181	209376
ベトナム	32485	36860	41136	41000	41781	44690
ブラジル	312979	316967	312582	267456	230552	210032
ペルー	58721	59696	59723	57464	54636	52843
その他	328286	336480	348752	349472	343856	341287
年	2012	2013	2014	2015	2016	2017(6月)
<b>総数</b>	<b>2033656</b>	<b>2066445</b>	<b>2121831</b>	<b>2232189</b>	<b>2382822</b>	<b>2471458</b>
中国	652595	649078	654777	665847	695522	711486
韓国・朝鮮	530048	519740	501230	491711	485557	484627
フィリピン	202985	209183	217585	229595	243662	251934
ベトナム	52367	72256	99865	146956	199990	232562
ブラジル	190609	181317	175410	173437	180923	185967
ペルー	49255	48598	47978	47721	47740	47861
その他	355797	386273	424986	476922	529428	557021

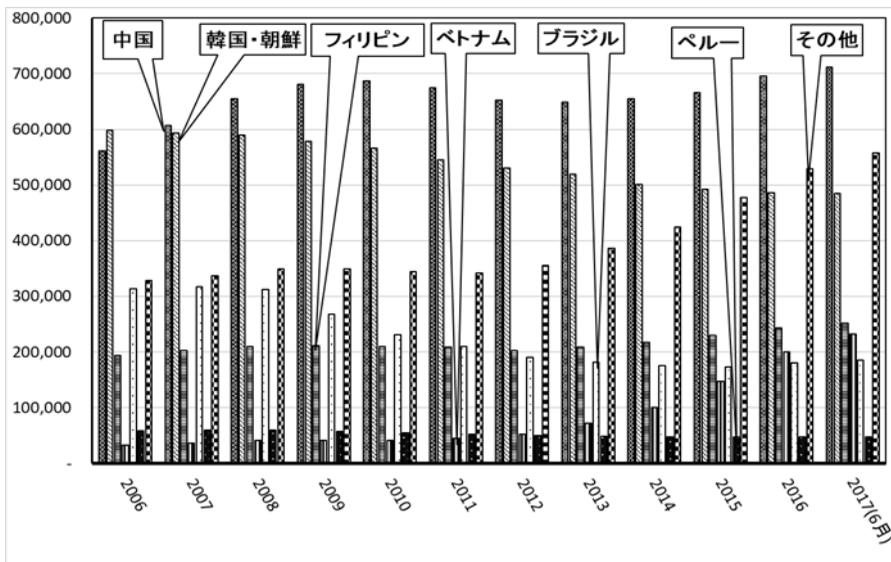


表 3-1 在留外国人数の推移(2006年～2017年)  
 (「登録外国人統計」「在留外国人統計」各年度版より)

それぞれの出身国によって日本社会における外国人の受入れ文脈にも大きな相違が見受けられる。

例えば 1970 年代に大量に流入したのはエンターテイナーとして来日したフィリピンやタイ出身の女性であった。1980 年代には「ポート・ピープル」として話題となったインドシナ難民の受入れがあり、兵庫県、神奈川県に定住促進センターが開設され、東京都には国際救援センターが設置された。さらに同年代には中国残留孤児の捜索とその家族の受入れも行われた。さらに 1990 年代には入国管理法の改正に伴って日系南米人が多数来日し、いわゆる「デカセギ」として世に知られた。

このように日本社会は様々な受入れ文脈のもとで外国人を受入れてきたが、その都度、当該外国人に対するステレオタイプを社会的に作り上げてもきた。例えば、フィリピン系の女性に対しては当初興行ビザによる来日と就労が見られたことから「エンターテイナー」としての先入観が先行し定着したきらいがある。あるいは 1980 年代以降の日系ペルー人の来日については、偽造ビザによる似非日系人の来日が多く見られたことから、ブラジル系と比較してネガティブなイメージが構成された。こうした特定のイメージを特定のエスニシティに付与することで、私たちは個々の外国人のありのままの姿を捉えることが困難になることが少なくない。またそのことが、それぞれの国にルーツを持つ第二世代の日本社会への適応のあり方にも微妙な差異を生じさせている。

今日日本に滞在する外国人それぞれが様々な来日経緯を背負っているのであり、それぞれに受け入れ文脈が異なっている。したがって、かれらすべてを同じ「外国人」として大雑把に把握することは困難であるばかりか、誤ったステレオタイプや先入観を無批判に受け入れてしまうことで、かれらに対する差別を助長させてしまう可能性がある。それでもかれら外国人は日本で長年生活しながら、一方で納税しつつ、一方で参政権は与えられないといった、市民権の一部について制限を受けながら生活している。今後かれらを「客人」ではなく「隣人」として捉えようとした場合、かれらは日本人と同等の権利が保障されていないということについて、受け入れ側である日本社会がより高い自覚を持つ必要がある。またそのことを自覚するだけでなく、外国人が日本社会の中で日本人と同等の権利を享受するためには何が必要かを真剣に検討する必要に迫られていると言えるだろう。

既に前章において触れられているとおり、現代日本社会の人口減少の最大の問題点は、人口そのものが急速に縮小する中で、高齢者の割合が増加することである。高齢者一人に対して生産年齢人口一人が支えるという、いわゆる「肩車型」の社会が遠か

らず出現しようとしている。増大する高齢者の社会保障を誰がどのような財源で賄うのか、この問題は今以上に深刻さを増しつつある。

もう一つの問題点は、都市と地方のより一層の格差の拡大である。若者は既に疲弊しつつある地方から就職その他の機会を求めて都市部に集中する結果、地方はより急速に疲弊の度を強め、社会として成り立たなくなる事態すら現実となりつつある。特に農業や製造業をはじめとする生産現場では、労働者不足が深刻である。

そして、こうした労働力不足を補う存在として期待されるのが外国人である。日本社会が現在の経済規模を維持しようとするのであれば、何らかの形で今以上の数の外国人を受け入れる必要に迫られるだろう。

ところが、日本政府は現在もなお「移民」を認めず、外国人を受け入れてきた。その数は年々数を増し、2015年の国勢調査によれば、日本に常住する外国人人口は175万2千人に達している。これは総人口に対して1.4%という割合である。現段階でその数は決して多いとは言えないものの、外国人を受け入れることによって多くの影響を受けていることも事実である。このことは従来の「国際化」とは次元の異なる「国際化」社会への転換を意味する。もはや私たちの隣にいる外国人はいずれ出身国に帰国する「客人」ではない。かれらは私たちと同じ社会で、共に同じ社会を形成する「隣人」として捉える必要がある。であるとすれば、かれらとともに社会生活を送ることができる社会的な仕組みを早急に整える必要がある。とりわけ、かれらの子どもをどのように育てていくのか、学校がかれらの子どもをどのように受け入れるのか、学校教育をはじめとする教育の現場は従来には見られない様々な取り組みが求められるはずである。

では、どのような外国人が増加しているのか、もう少し詳しく見てみよう。

## 2) 訪日外国人旅行者

おそらく日常生活を送る中で身近に外国人と接する機会として最も多くあげられるのは、観光地などで外国人を目にする場合であろう。特に近年、大都市圏で電車等に乗っていると外国人らしき人々を目にする機会がとて多くなっていることに気づく。渋谷のスクランブル交差点で、カメラを構えて立っているのは今やほとんどが外国人である。一時期は中国人が大量にデパートや家電量販店で商品を買占める「爆買い」が大きな話題となったことはまだ記憶に新しい。

図3-1に示したのは1964年以降の訪日外国人旅行者数の推移である。日本政府観光局の集計によると、今からおよそ50年前の1964年の訪日外国人旅行者数は約35万

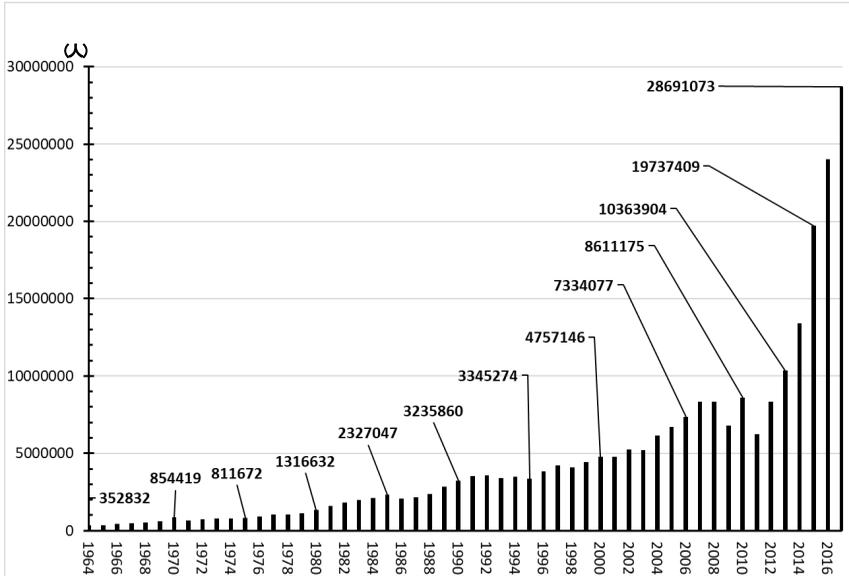


図3-1 訪日外国人旅行者数の推移（1964～2017）  
（日本政府観光局 統計データより作成）

人だった。その後約10年ごとにその数の推移をみると、1974年には約76万人、1984年には約211万人、1994年には約346万人、2004年には約613万人、そして2014年には約1341万人、さらに2017年には2869万人へと急激にその数を増している。特に2010年以降の伸びは凄まじく、大都市圏や各地の観光地において私たちが外国人の姿を頻繁に見かけるようになったのも、単なる勘違いではなさそうである。

すなわち現在の日本には、実数として日本人人口の1/4に相当する数の外国人が訪れているということになる。こうした訪日外国人旅行者の経済効果について、かつて国土交通省が示した試算では(国土交通省2009)、日本の常住人口のうち1人分(1人当たりの年間消費額121万円)の減少は、外国人旅行者7人分(1人1回当たり消費額18万円×7)の拡大で補われるという。これは国内宿泊旅行者22人分、国内日帰り旅行者77人分に相当するとされ、経済効果の観点からは、外国人旅行者に対するサービスの向上を図ることが効率的であることが示されている。ただ外国人旅行者に対するサービスの向上に当たっては、人手不足の解消が必要とされている(日本政策投資銀行2017)。この点については、日本人に加えて外国人を労働力として雇用すれば、出身国や言語に応じたより適切なサービスの提供が可能となる。したがって、訪日外

国人旅行者の増加は日本における外国人労働力の雇用を促すことにも繋がる可能性を秘めている点に留意する必要があるだろう。

かつて製造業を中心に経済成長を遂げた日本であるが、既にその軸足をサービス産業(第3次産業)に移して久しい。訪日外国人旅行者はまさしくこの第3次産業の対象そのものであり、かれらに対するサービスの質の向上が急務であると考えられる。

### 3) 永住化傾向と国籍による違い

近年の訪日外国人旅行者の急激な増加と同時にもう一つ注目すべきは、「定住者」や「永住者」の持続的な増加である。かつて1980年代に日本の「国際化」が盛んに叫ばれたが、当時の「国際」とは一つの国を拠点として「外国」に出向き、短期で帰国することを前提とした「国際交流」が主流であったと思われる。むろん今日もそうした「国際化」は盛んに行われているが、ここで強調したいのは、今日では多くの外国人が日本に滞在し、「定住」そして「永住」という選択肢を選ぶ人々が増加していることである。

「定住者」は出入国管理及び難民認定法別表第二の中で、「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者」とされ、在留期間として1年または3年の期間が指定されている。就労活動に制限はないが、在留期間を超えての残留を希望する場合には更新手続きが必要とされる。

「永住者」とは同法別表第二において「法務大臣が永住を認める者」とされ、在留期間に制限がなく、更新手続きも必要ではない。また「定住者」と同様に就労活動に制限はない。この「永住者」を取得するためには①素行が善良であること、②独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること、③その者の永住が日本国の利益に合致することの3点を基本要件とするとされている。

永住申請を行うに当ってはそれまでの日本滞在が概ね10年を超えていること、各在留資格の最長の在留期間を既に取得していることが条件となっているため、当初から「永住許可」を得ることはない。これらを踏まえて、国籍ごとに「定住者」と

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017(6月)
中国	5.9%	5.6%	5.1%	4.9%	4.7%	4.5%	4.2%	4.0%	4.1%	4.0%	3.9%	3.9%
韓国・朝鮮	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
フィリピン	15.5%	16.5%	17.0%	17.5%	18.0%	18.8%	20.1%	20.2%	20.2%	19.9%	19.6%	19.2%
ブラジル	48.9%	55.0%	43.8%	37.9%	33.6%	29.6%	27.8%	26.4%	25.4%	25.8%	27.4%	28.3%
ペルー	35.1%	33.9%	31.8%	29.1%	27.2%	25.5%	24.2%	23.2%	22.5%	22.0%	21.7%	21.6%

表3-2 国籍別に見た「定住者」の割合の推移(総数に対する「定住者」の%)  
(「在留外国人統計」・「登録外国人統計」各年版より)

「永住者」の2006年から2016年のおよそ10年間の推移を比較してみよう。

まず「定住者」(表3-2)である。「中国」や「韓国・朝鮮」国籍の人々の定住者の割合は過去10年間でほぼ変動が見られないか若干の減少傾向が認められた。「フィリピン」の場合は2006年から2012年にかけて僅かながら増加傾向が見られ、その後20%前後での推移を示している。一方、「ブラジル」と「ペルー」に関しては「定住者」の割合が減少傾向にあることが見て取れる。「ブラジル」の場合は2007年には半数以上が「定住」であったのに対して2016年にはその半分まで割合を減じている。「ペルー」も2006年には3割以上が「定住」であったのが2016年には2割ほどにまでその割

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017(6月)
中国	20.9%	21.2%	21.7%	23.0%	24.7%	27.3%	29.4%	31.6%	32.9%	33.9%	34.3%	34.3%
韓国・朝鮮	8.0%	8.4%	9.0%	9.7%	10.3%	11.0%	11.8%	12.4%	13.1%	13.6%	14.1%	14.3%
フィリピン	31.1%	33.1%	36.0%	39.9%	44.1%	47.6%	52.4%	53.5%	53.2%	52.4%	51.1%	50.1%
ブラジル	25.1%	40.1%	35.3%	43.5%	51.1%	57.0%	60.1%	62.0%	63.3%	63.1%	61.3%	60.3%
ペルー	42.8%	46.2%	50.2%	55.2%	59.3%	63.0%	67.7%	69.2%	69.8%	70.4%	70.8%	70.8%

**表3-3 国籍別に見た「永住者」の割合の推移(総数に対する「永住者」の%)**  
**「在留外国人統計」・「登録外国人統計」各年度版より**

合を減らしている。では、ブラジルやペルーの人々は母国へ帰国したのだろうか。

そこで、表3-3を見てみよう。先に見たとおり、「定住者」の割合は特に「ブラジル」や「ペルー」において減少傾向が認められたが、「永住者」の割合は逆に大きく増加していることが読み取れる。これは「中国」「韓国・朝鮮」「フィリピン」においても同様である。「中国」は20%から30%へ、「韓国・朝鮮」は8%から2倍弱の14%に、「フィリピン」は30%から50%へとそれぞれ割合を増やしている。「ブラジル」の場合には2倍以上の60%以上が、「ペルー」では実に70%以上が「永住者」である。南米系の場合には、かつては「出稼ぎ労働者」としていずれは母国に帰国するということがその特徴として指摘されることが少なくなかったが(例えば梶田(2003)など)、この「永住者」の割合をみるとこうした見方を問い直す時期を迎えていると考えてもいいのではないだろうか。

すなわち、かれらはいずれ帰国する一時的な滞在者ではなく、私たちと同じ社会で長年に渡って生活を営む「生活者」として居住する者が劇的に増加しているということである。特に今後急速に人口が減少する時代にあって、こうした外国人を社会としてどのように遇するのか、真剣に検討する必要に迫られている。

## 2. 外国にルーツを持つ子どもの学校における状況

これまで見てきたとおり、日本に長期滞在する外国人が増加すれば、必然的にかれらの家族、とりわけ子どもの教育の問題が浮上する。1980年代に親とともに来日した外国人の子どもは、既に青年期から壮年期を迎えており、来日した親世代を第一世代と数えれば、いわゆる第二世代を形成しさらに第三世代を生み育てる時期に差し掛かっている。公式に「移民」政策をとらなくとも、外国人は既に長きにわたって私たちの社会で生活しているのであり、次の世代を作り上げているのである。

とすれば、なおさらのこと、外国人の子ども、あるいは保護者のいずれかが外国人である外国にルーツを持つ子どもたちを、社会としていかに育てていくかを検討することは極めて重要な課題である。以下、外国にルーツを持つ子どもたちの教育のあり方について、現状を確認しつつその課題を検討していこう。

### 1) 外国籍児童生徒数の推移

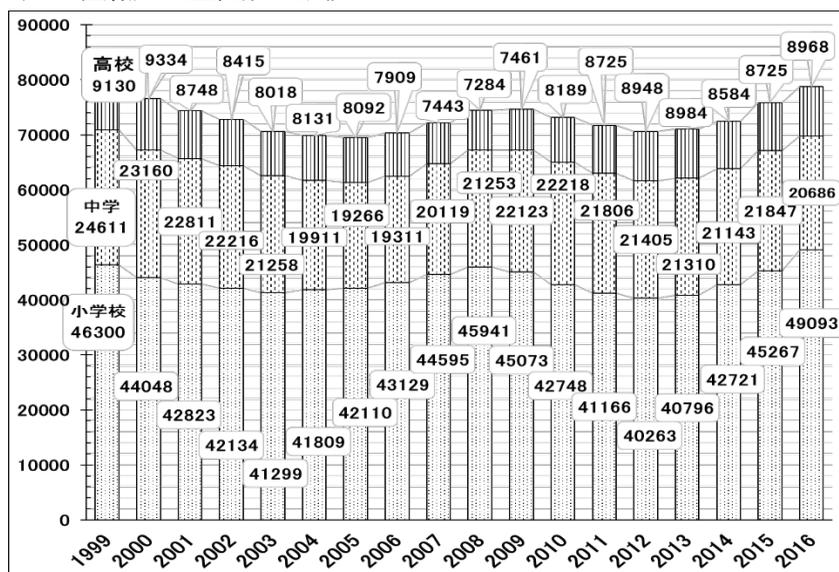


図3-2 公立学校に在籍する外国籍児童生徒数の推移(1999～2016年)  
「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」各年度版より

図3-2として示すのは、文部科学省による「日本語指導が必要な児童生徒の受け入

れ状況等に関する調査」から作成した外国籍児童生徒数の推移である。2000年代以降の推移をみると、年によっていくらかの変化は見られるものの概ね7～8万人を推移していることが分かる。小学校から高等学校までの児童生徒数が1200万人以上であることを考えると、外国籍児童生徒は割合としては1%に満たない数である。

このグラフにおいて注目したいのは、各棒グラフの最も上の部分、すなわち高校の生徒数である。改めて説明するまでもないが、各年における中学校の生徒数が小学校の約半数となっているのは在学年数が半分のためである。したがって、小学校に通う児童のほぼすべてが中学校に進学するとみてよい。ところで、今日(2018年度)の高校進学率は通信制への進学も含めると98.8%である(文部科学省2018)。外国籍生徒についてもこれが当てはまるのであれば、中学校生徒数とほぼ同等の高校の生徒数が示されてもよいはずであるが、実際はまったく異なっている。高校生徒数は中学校生徒数の半数に満たないのである。

かれらは中学校卒業後、母国の学校への進学を選択する場合もあり、かれらの中学校卒業後の教育状況について結論を急ぐことは避けなければならないが、外国籍児童生徒にとって、高校進学が大きな壁になっていることは認められるだろう。

今日の日本社会にあって、高校卒業という学歴を持たないまま労働市場に出て行くということがどのような意味を示すかは改めて説明するまでもないだろう。かれらの将来の生活を考慮した時、かれらが必要とする「生きる力」としての学力を身につけていくためにはどのような方策が必要か、真剣に検討する必要がある。

## 2) 日本語指導が必要な外国籍児童生徒数の推移

外国籍児童生徒数の増加はグローバル化が進む現代社会においては当然生じるべくして生じた現象であると考えることができる。例えば1980年代における「国際化」ブームの折に、今日のようなグローバル化に伴う外国につながる子どもたちの増加を見越した対応が検討されていれば、現在日本の学校に学ぶかれらの抱える困難も幾分か軽減していたのかもしれない。その教育実践上の諸々の課題については別に論じるとして、まずは量的な推移を確認しておきたい。そこで見ていただきたいのは、図3-3「日本語指導が必要な外国籍児童生徒数の推移」と図3-4「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数の推移」である。

外国籍児童生徒が日本の学校で学ぶ場合、日本語の習得が必要と判断された場合には何らかの形で当該児童生徒に対して日本語指導が行われる。2005年時点で2万人を

わずかに超えていたその数は、約 10 年後の 2016 年には 3 万人を大きく超えている。

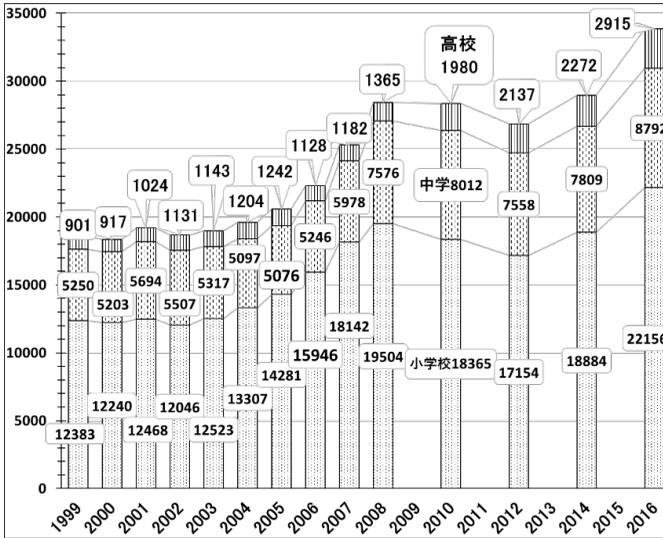


図 3-3 日本語指導が必要な外国籍児童生徒数の推移(1999～2016 年)  
 (「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」各年度版より)

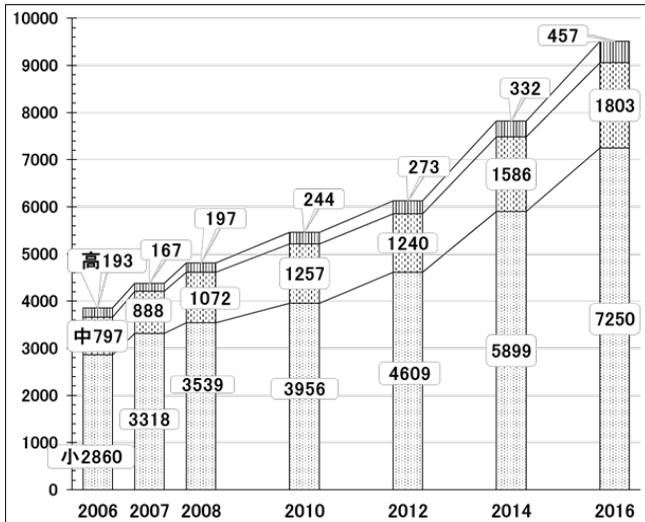


図 3-4 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数の推移(2006 年～2016 年)  
 (「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」平成 28 年度版より)

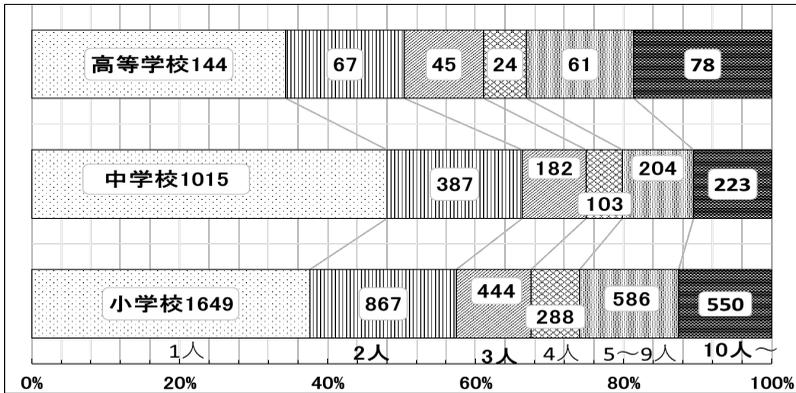


図3-5 日本語指導が必要な児童生徒数の在籍人数別学校数(2014年)  
 (「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」平成28年度版より)

日本語指導が必要とされるのは外国籍の子どもだけと思いがちであるが、実際は国際結婚家庭に生まれた子どもの場合等については日本国籍を取得している場合があり、日本国籍であっても日本語指導が必要とされる。図3-4に示すようにこちらは2016年の時点で1万人未満ではあるが、2006年との比較では2倍以上であり、率としては外国籍児童生徒の場合よりも急激な増加を示している。こうした児童生徒の増加が促すのは、私たちがこれまで「常識」としてきた「前提」の見直しである。従来私たちは、学校の児童生徒＝日本人＝日本国籍＝日本語話者という前提のもとで学校教育の組み立てを行ってきた。

このことは実は学校教育のみならず、日本社会のほとんどの制度の大前提であったと思われる。しかし、「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒」の出現は、これまでの「日本人」そして「日本国籍」という枠そのものの問い直しを迫るものである。

これらに加えて注意を払いたいのは、外国につながる子どもたちが分散して存在しているということである。図3-5を見てほしい。日本語指導が必要な児童生徒の数が1人または2人といた少数在籍校は全体のかなりの割合に上っている。みなさんの経験上も、「そういえば、何年生に外国人が1人だけいた」というケースが少なくないのではないだろうか。つまり、学校全体で外国人の在籍者が1人または2人しかいないというケースは小学校で半数以上、中学校では6割以上にのぼる。かれらの多くは散らばって学校に在籍しているのである。それゆえに、外国につながる子どもたちが抱える学習上の問題は、数百人の日本人がいる中でのひとりの問題として捉えられて

しまうことがほとんどである。このことは、私たちと私たちの暮らしている社会に学習権の保障の在り方の問題を提起するものである。

### 参考文献・資料

- 独立行政法人日本学生支援機構 2017 「平成 29 年度外国人留学生在籍状況調査等について  
留学生受入れの概況—」 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/icsFiles/  
afieldfile/2017/12/27/1345878\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/icsFiles/afieldfile/2017/12/27/1345878_01.pdf)
- 法務省「登録外国人統計」各年度版  
法務省「在留外国人統計」各年度版  
細井和喜蔵 1980 『女工哀史』岩波文庫  
梶田孝道 2003 『『在日外国人問題』の変容—統合パラダイムと「トランスナショナル・  
パラダイム」に着目して—』『フォーラム現代社会学』2, 68-77.  
厚生労働省 (2018) 『『外国人雇用状況』の届け出状況まとめ』 [https://www.mhlw.go.jp  
/file/04-Houdouhappyou-11655000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu-  
Gaikokujinkoyoutaisakuka/7584p57g.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11655000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu-Gaikokujinkoyoutaisakuka/7584p57g.pdf)
- 国土交通省 2009 「インバウンドの現状」 <http://www.mlit.go.jp/common/000137885.pdf>  
文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」各年度版  
文部科学省 2010 「生きる力 ～新学習指導要領スタート～」(保護者用パンフレット)  
文部科学省 2018 「学校基本調査—平成 29 年度結果の概要—」  
日本政策投資銀行 2017 「2016 年のインバウンドの動向」  
[http://www.dbj.jp/ja/topics/report/2016/files/0000026298\\_file3.pdf](http://www.dbj.jp/ja/topics/report/2016/files/0000026298_file3.pdf)  
日本政府観光局 2017 統計データ (訪日外国人・出国日本人)  
[https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor\\_trends/](https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/)  
総務省統計局 2018 『平成 27 年国勢調査 我国人口・世帯の外観』  
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/pdf/wagakuni.pdf>  
山本茂実 1977 『あゝ野麦峠 ある製糸工女哀史』角川文庫  
全国夜間中学校研究会第 51 回大会実行委員会編 2005 『夜間中学生—133 人からのメッセージ—』東方出版

(角替弘規)

